

改正建設業法の施行（平成 28 年 6 月 1 日）に伴う経営事項審査について（お知らせ）

（兵庫県県土整備部建設業室 平成 28 年 5 月）

平成 28 年 6 月 1 日より改正建設業法が施行され、建設業許可に係る業種区分に「解体工事業」が新設されます。これに伴い、経過措置が設けられるとともに、許可申請等の様式が改正されますので、建設業許可申請、経営事項審査申請にあたっては十分ご注意ください。

記

1 「解体工事業」の新設に係る経営事項審査制度の改正について

建設業許可に係る業種区分に「解体工事業」が新設されることに伴い、経営事項審査においても「解体工事業」が新設されます。これにより、「とび・土工工事業」の許可を受けて解体工事を請負っている者の総合評定値（P点）に急激な変動が生じる可能性があることから、改正法の経過措置に合わせ、経営事項審査でも下記の経過措置（平成 28 年 6 月から 3 年間）を設けます。

【経過措置】

法施行後の許可区分における「とび・土工工事業」、「解体工事業」の総合評定値に加え、法施行以前の許可区分による「とび・土工工事業」の枠組みとして「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」の総合評定値も算出し通知します。このため、完成工事高、技術職員の取扱いに注意が必要です。

<完成工事高について>

経過措置期間中の「工事種別完成工事高」は、①「とび・土工工事（解体工事を除く）」、②「解体工事」に加え、「解体工事業」の許可の有無に関係なく、必ず①と②を合算した③「とび・土工・コンクリート・解体（経過措置）」についても完成工事高を記入します。

総合評定値はそれぞれ① ⇒ とび・土工・コンクリート
② ⇒ 解体
③ ⇒ とび・土工・コンクリート・解体（経過措置） } に反映。

<技術職員について>

「解体工事業」の新設に伴う技術職員の振り分けにより、総合評定値が低下することを避けるため、「とび・土工工事業」及び「解体工事業」の技術職員については、双方を申請しても 1 の業種とみなします（通常、技術職員 1 人につき申請できる建設業の種類は 2 であるところ、当該ケースに限り 3 となることを認めます）。

2 経営事項審査申請の受付について

(1) 「経営事項審査申請様式」について

旧様式での申請があった場合は、原則、新様式での再提出をお願いしますが、運用上の措置及び申請者負担の軽減を図る観点から、当面の間（平成 28 年 9 月まで）は、下表のと通りの対応とします。

様式番号	様式名	改正点等	旧様式の場合の対応 (当面の間)
第 25 号の 11	経営規模等評価申請書	・申請業種に「解」が追加	・「解」に関係のない申請であれば受付可。

(2) 「工事経歴書」及び「直前3年の施工金額」について

経過措置期間中は旧とび・土工での枠組み（経過措置欄）での評点を算出するため、「と」のみ、「解」のみの受審であっても、「と」「解」両方の工事経歴書（過去2，3年分）を申請書に添付していただく必要があります。

なお、工事経歴書は、とび土と解体の完成工事高の切り分けを行う目的で再度提出を求めるため、いずれかの完成工事高が0であればその業種については提出や記載を行う必要はありません。

【法施行日以降に経審を受審する際に経審申請書に添付を求める工事経歴書及び直3の整理】

経審申請業種	工事経歴書	直前3年の施工金額
「と」のみ	<ul style="list-style-type: none">工事契約時期を問わず、解体工事を含まない「ととび・土工工事業」で整理した「と」の工事経歴書。工事契約時期を問わず、解体工事のみを記載した「解」の工事経歴書 <p>※ 直前期だけでなく、過去2，3年（経審の申請パターンによる）分の工事経歴書を作成し添付する必要があります。</p>	<p>工事経歴書と連動して、記載したものを添付。</p> <p>※ 許可上の整理と経審上の整理が異なるため、既に提出されている決算変更届の直3と一致しないことがあります。</p>
「と」、「解」	同上	同上
「解」のみ	同上	同上

(3) 技術職員の加点について

① 技術職員点数について

建設業許可における営業所専任技術者や現場の主任技術者・監理技術者になり得る技術者を評価しており、評点は、客観的に判断される能力区分に応じて、6～1点を配分している。現行は、1人の職員について技術職員として申請できる建設業の種類数は2までとしているが、経過措置期間中に限り、1人の職員について、とび・土工工事業及び解体工事業に加え、その他1業種の合計3まで技術職員として申請できることとする。

1級・2級建設機械施工技士や2級土木施工管理技士（薬液注入）の資格は、とび・土工・コンクリート工事業を保有せず、解体工事業のみを保有し経営事項審査を申請する業者においても、経過措置期間中は加点対象となります。

② 技術職員について

解体工事業導入に伴い経過措置期間中に限り、当該業種を「とび土・解体（経過措置）」技術職員にも計上し、一部ケースにおいては1人あたり登録数上限を3とする。

経過措置期間中の経営事項審査について、土木、とび土、解体を受審し、技術職員名簿に1級土木施工管理技士を挙げた場合など1人につき3業種を申請する場合には必ず99のコードを使用願います。